



エピック・ファンド・オブ・ファンズ -

エピック・ヘッジファンド・セレクション1

(Epic Fund of Funds - Epic Hedge Fund Selection 1)

円建/ケイマン諸島籍/オープン・エンド契約型外国投資信託

管理会社 インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド

- エピック・ファンド・オブ・ファンズのサブ・ファンドの1つであるエピック・ヘッジファンド・セレクション1(以下「ファンド」といいます。)の資産の管理、受益証券の発行・買戻し業務を行います。
- ケイマン諸島の法律に準拠する株式会社として1974年8月30日にケイマン諸島において設立されました。
- 事業の目的は、ミューチュアル・ファンドの管理およびケイマン諸島域内での信託業を行うことです。
- 2018年6月末日現在、払込済資本金の額は50,000米ドル(約553万円)です。
(注) 米ドル建金額は、便宜上、1米ドル=110.54円の換算率(2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売買相場の仲値)により円貨換算されています。
- 2018年6月末日現在、ケイマン諸島籍の契約型投資信託2本の管理・運用を行っており、その純資産価額の合計は、約161,349,648米ドルです。

受託会社 G.A.S.(ケイマン)リミテッド

- 信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

管理事務代行会社 エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド

- 管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行います。

保管銀行 スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド

- 保管契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。

投資運用会社 エピック・パートナーズ・インベストメンツ株式会社

- 投資運用契約に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行います。

代行協会員・日本における販売会社 ヘッジファンド証券株式会社

- 代行協会員契約および受益証券販売・買戻し契約に基づき、ファンド資産の日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、ご請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書が開示されていますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年5月31日に関東財務局長に提出し、同年6月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を同年8月31日に関東財務局長に提出しております。

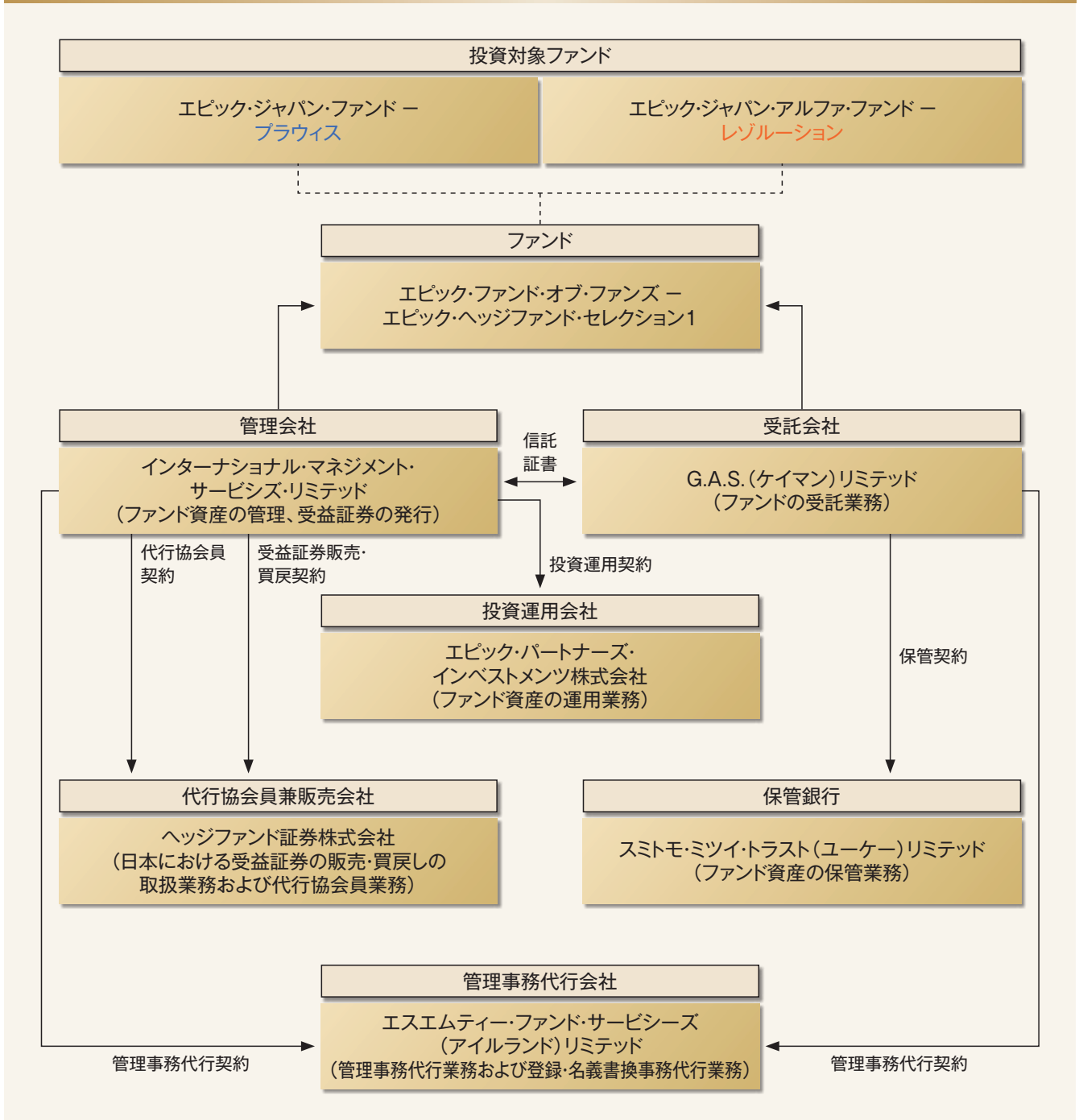
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、リスクを最小限に抑えつつ長期的に絶対収益を達成することにあります。

ファンドの特色

ファンドの仕組み



ファンドの投資目的は、リスクを最小限に抑えつつ長期的に絶対収益を達成することにあります。投資運用会社は自らが運用する組入ファンドにその資産を投資することによってこの目的を達成することを目指しています。ファンドはまた現預金を保有することもできるほか、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的として投資運用会社はその裁量で決定する国債、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品への投資も可能です。

戦略実行のため、投資運用会社は当初、以下の2つの組入ファンドに投資します。これらの組入ファンドはいずれも投資運用会社によって運用されています。

- (a) エピック・ジャパン・ファンドのサブ・ファンドの一つである、プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド(少人数私募(適格機関投資限定分付)) (以下「プラウイス」といいます。)
- (b) エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのサブ・ファンドの一つである、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド(少人数私募(適格機関投資限定分付)) (以下「レゾリューション」といいます。)

各組入ファンドの投資目的および投資対象は以下の通りです。

プラウイス

プラウイスの投資目的は、過小評価であると投資運用会社がみなすエクイティ証券について買い持ちポジションを講じ、過大評価であると投資運用会社がみなすエクイティ証券について売り持ちポジションを講じることにより、最小限のリスクで絶対収益を達成することです。個別のエクイティ証券が、投資運用会社が公正価額であるとみなす価額に再び達することにより、本組入ファンドは収益を達成します。投資運用会社は、エクイティ証券における本組入ファンドの買い持ちの価額と売り持ちの価額の差額を最新の純資産価額の10パーセント以内に制限します。さらに、投資運用会社は、市価の動向の予測に基づき、本組入ファンドの勘定で投機的ポジションを取ることはありません。

本組入ファンドは、エクイティ証券における買い持ちおよび売り持ちポジションの価額とオプション・デルタとの差異をヘッジするため、株価指数先物取引に対してのみ投資を行います。株式市場に殆どまたは全くボラティリティがないと投資運用会社がみなす場合には、本組入ファンドは株価指数オプションに対して投資を行うことができます。ただし、本組入ファンドが取得する全ての当該オプションの行使価格の総額が直近最新の純資産価額の20パーセントを超過しないものとします。

レゾリューション

レゾリューションの投資目的は、主として、定量的およびファンダメンタル「ボトムアップ」分析により投資運用会社が良好なリスク/リターン特性を有すると評価した日本の上場エクイティ証券(新規公開の対象証券を含む。)および上場指数先物に投資し、買い持ち/売り持ちポジションを取る一方、市場、商品、投資期間についてリスクを分散させることにより、絶対収益を創出することです。

本組入ファンドについては、マーケット・ニュートラル戦略を採用します。市場環境により異なる本組入ファンドのネットエクスポージャーを調整するため、上場指数先物を利用します。本組入ファンドのグロスエクスポージャーは、一般的に純資産価額の280%未満となります。ネットエクスポージャーは、一般的に純資産価額のマイナス10%からプラス10%の範囲に収まります。

本組入ファンドの投資目的を達成するため、投資運用会社は、主として、市場時価総額が2,000億円未満の中小企業に投資を行います。本組入ファンドのポートフォリオを多数の個別株式ポジションに分散する代わりに、個別株式の大き目のポジションをいくつか設定するものとし、かかるポジションは、1ポジションにつき純資産価額の約10%とします。投資運用会社は、包括的な調査により個々の企業に関する理解を深めながら、(投資運用会社が判断する)理想的な金額まで段階的にポジションを拡大します。

とりわけ中型/小型株の市場には非効率が存在しますが、かかる非効率は、綿密なファンダメンタル分析を行い、また、「ボトムアップ」な株式の選択を行うことによって、有効に利用することができると投資運用会社は考えています。投資運用会社は、運用活動を通じて、且つ経験に基づき、個別株式の本源的価値とその市場価格との乖離を特定し、当該企業の潜在的成長力を評価します。

投資運用会社は、高度に発達し、洗練された運用システムおよびプロセスにより、リスクをコントロールしながら、最大限のリターンを生む運用戦略を構築し、超過リターンを上げることにこれまで成功してきました。

投資リスク

投資信託は、元金が保証された商品ではありません。
ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。

ファンドへの投資に関連する主要なリスク要因

<流動性リスク>

受益証券の流動性

受益証券を転売するための市場は存在せず、今後も成長する見込みはありません。受益者は、あらかじめ定められた買戻しスケジュール以外に保有する受益証券を処分することができません。

受益証券の買戻制限

一定の状況下で、受益証券の買戻しが停止されまたは買戻代金の支払いが遅らせられることがあります。また取引日に買戻すことのできる受益証券の口数が制限されることがあります。

受益証券の大規模な買戻請求

短期間に受益証券の大量買戻請求が提出された場合、投資運用会社は、買戻請求の支払いに必要な現金資金を手当てするため、不適切なタイミング、または不利な条件での持分を現金化する必要に迫られることがあります。その結果として、大量買戻請求後の受益証券1口当たりの基準価額が大きく下がることがあります。

組入ファンドにおける流動性のリスク

組入ファンドにより課される流動性の制限が一定の状況下では受益者の償還請求権を実質的に制限または遅延させる可能性があります。

<カウンターパーティー・リスク>

ファンドのカウンターパーティーの債務不履行、支払不能またはその他の業務上の失態がファンドの業績およびその投資目標の達成能力に悪影響を及ぼすことがあります。

<価格変動リスク>

ファンドが投資しようとする投資証券が突然、予想外にかつ大幅な値動きにみまわれる可能性があることから、金融市場業界への投資に関わるリスクは他の種類の投資に通常関連するリスクよりも大きいことに留意すべきです。したがって、かかる投資証券の売買においては短期間に受益証券1口当たりの純資産価額において多額の利益または同様に損失を被る可能性があります。

<投資証券の分散性欠如>

ファンドは投資する投資証券の数が限定される結果、ファンドにより実現される総利益がかかる少数の投資証券の思わしくない運用業績により多大な悪影響を受けることがあります。

組入ファンドの主要なリスク要因

<価格変動リスク>

組入ファンドの基準価額は、組入れた株式等の時価が変動して、損失を被ることがあります。

<運用手法固有のリスク>

組入ファンドが運用において採用する取引戦略が、必ずしも収益を出し続ける保証はなく、損失を発生する場合もあり得ます。結果として投資元本を割込むことがあります。

<レバレッジ併用に伴うリスク>

レバレッジとは受益者からの資金に加え、レバレッジをかける投資手法により運用ポジションを大きくし投資を行います。レバレッジ投資を行った投資対象に損失が発生した場合、レバレッジ未使用時とくらべ、その損失は増幅される場合があります。

その他の留意点

金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ制度）の適用はありません。

リスクの管理体制

投資運用会社では運用部門とは独立したコンプライアンス部が、社内のコンプライアンスおよび運用リスクの管理に責任を負っています。

コンプライアンス部は目論見書に記載されたファンドの投資方針・運用制限に関するモニタリングを行う他、各組入ファンドの投資方針・運用制限やリスク管理の状況についてもその遵守状況について監視を行います。

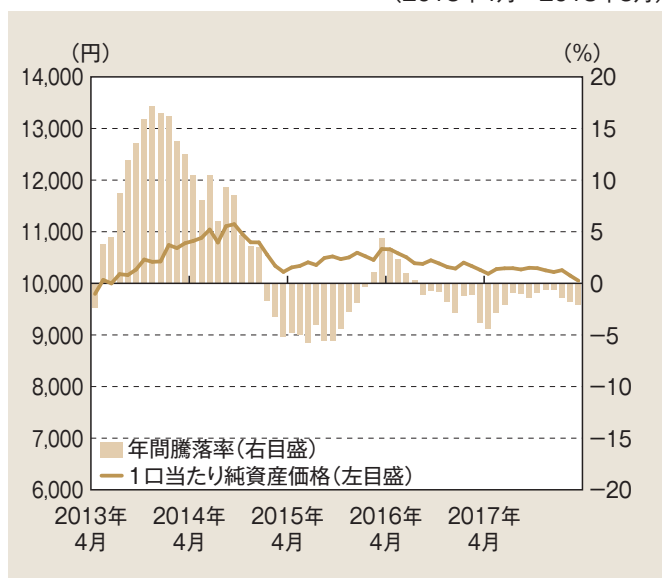
本ファンドへの投資に付随するこのリスク一覧は、すべてを網羅したものではありません。
詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

参考情報

ファンドの1口当たり純資産価格
および年間騰落率の推移

過去におけるファンドの1口当たり純資産価格(各月末時点)と年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

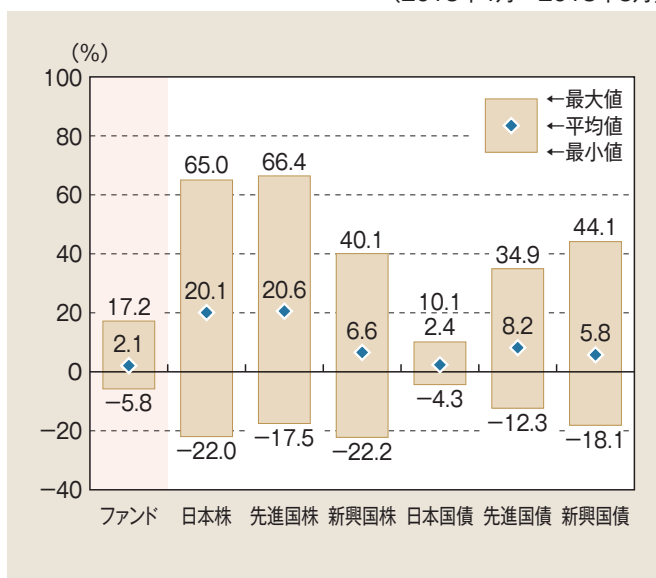
(2013年4月~2018年3月)



ファンドと他の代表的な
資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)をファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものであり、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2013年4月~2018年3月)



(注1) ファンドは設定来分配を行っておりません。

(注2) ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

(注3) 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

(注4) ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

(注5) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラス

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数(配当込み、米ドルベース)
- 日本国債・・・シティ日本国債インデックス
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

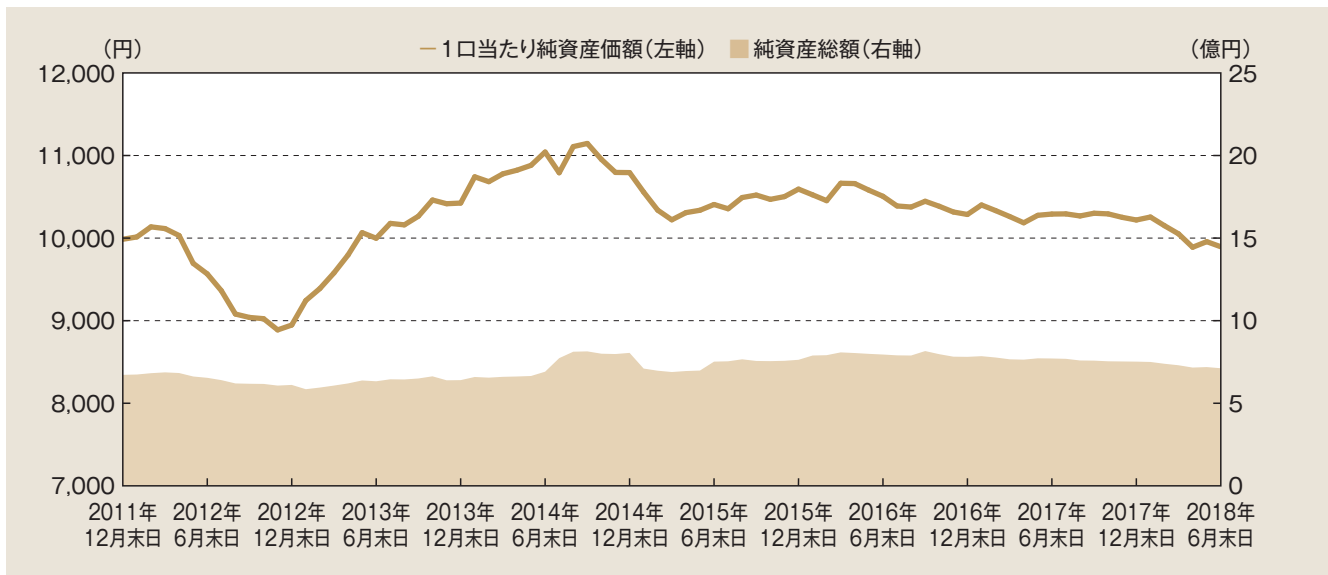
上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

以下のデータは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆、保証するものではありません。

純資産の推移

2011年12月から2018年6月までの各月末日の受益証券1口当たり純資産価額および純資産総額の推移は以下の通りです。



分配金の推移

該当事項はありません。

(注) 当ファンドは分配を行いません。

主要な資産の状況

●投資状況(2018年6月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%) ^(注)
投資信託	ケイマン諸島	642,401,707	90.19
現金およびその他の資産(負債控除後)		69,847,709	9.81
合計(純資産総額)		712,249,416	100.00

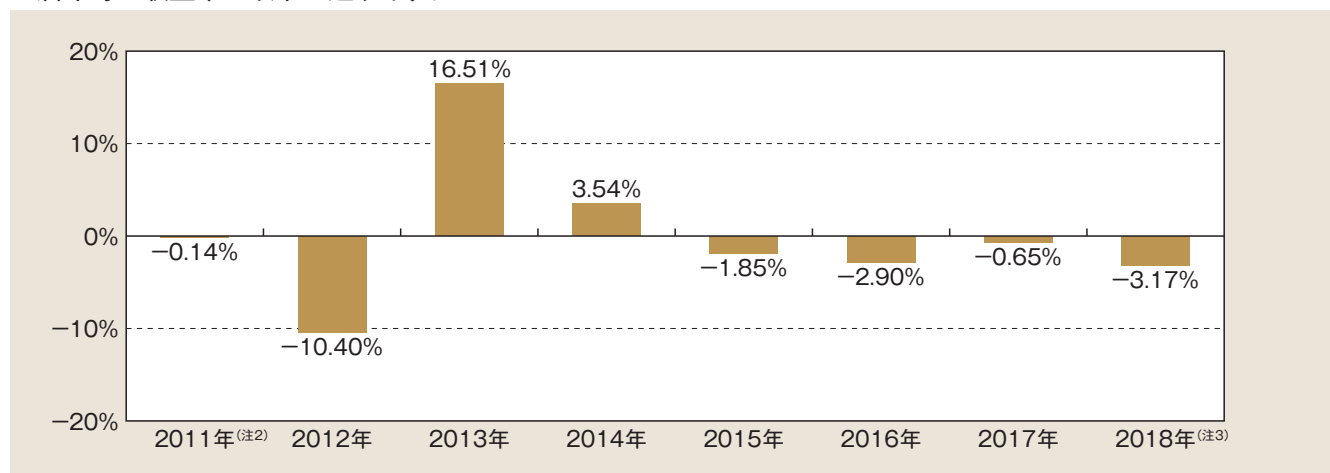
(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

●主要な投資資産(2018年6月末日現在)

順位	銘柄名	地域	種類	保有口数	簿価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					一口当たり	合計	一口当たり	合計	
1	レゾリューション	ケイマン諸島	投資信託	18,905	13,335	252,114,916	16,879	319,097,495	44.80
2	ブラウイス	ケイマン諸島	投資信託	15,667	19,847	310,943,954	20,636	323,304,212	45.39

年間収益率の推移

暦年毎の収益率は以下の通りです。



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価額(当該暦年の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価額(分配落の額)(税引前)

(注2) ファンドは運用開始は2011年12月19日です。2011年については、2011年12月19日(当初募集価格である受益証券1口当たり10,000円)から2011年12月末日までの騰落率となります。

(注3) 2018年については、2017年12月末日から2018年6月末日までの騰落率となります。

※ベンチマークは設定していません。

手続・手数料等

手続き

購入の申込期間	2018年6月1日(金曜日)から2019年5月31日(金曜日)まで ただし、毎月の申込最終日の申込締切時間は、午後5時とします。 申込期間は、上記満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 この期間中、営業日に限り申込みの取扱いを行います。 ※ 営業日とは、ロンドン、ダブリンおよび東京における銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除く。)、ならびに/または投資運用会社が、受託会社と協議の上随時定めるその他の日をいいます。
購入(申込み)単位	100万円以上100万円単位 受益証券は小数第5位の口数まで発行されます。
購入(申込み)価格	各月の取引日の直前の評価日における1口当たり純資産価額とします。 ※ 取引日とは、各暦月における最初の営業日、および/または投資運用会社が、受託会社と協議の上随時定めるその他の日をいいます。 ※ 営業日とは、ロンドン、ダブリンおよび東京における銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除く。)、ならびに/または投資運用会社が、受託会社と協議の上随時定めるその他の日をいいます。 ※ 評価日とは、各暦月における最後の営業日、および/または投資運用会社が、受託会社と協議の上随時定めるその他の日をいいます。
購入(申込み)代金	各月の取引日の8営業日前まで ※ 原則として買付けの申込と同時に、販売会社に申込金額および申込手数料(税込)をお支払いください。
換金(買戻し)単位	100万円以上100万円単位。ただし、買戻しによって保有する受益証券の価格が100万円を下回るとみなされる場合は、全額買戻しのみ認められます。 受益証券は小数第5位の口数まで買戻されます。
換金(買戻し)価格	各月取引日の直前の評価日における1口当たり純資産価額とします。
換金(買戻し)代金	買戻注文の成立を販売会社が確認した日(通常、毎月第8営業日目)に支払います。ただし、海外送金の事情等により遅延する場合があります。
申込締切時間	制限はありません。(ただし、毎月の申込最終日は、午後5時まで)
換金(買戻し)の申込期間	各月の取引日の前月の第4営業日までです。
換金(買戻し)制限	大口買戻しの制限等はありません。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	以下に定める全部のまたは一部の期間中、受託会社およびその受任者としての管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額の決定を中止し、当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを中止し、ならびに/または買戻しのために当該ファンドの受益証券を提出した者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。 1. 当該ファンドの投資対象の大部分が通常取引されている証券取引所が閉鎖され、またはかかる取引所での取引が制限もしくは中止され、または当該ファンドの投資対象の価格、当該ファンドの純資産価額または当該ファンドの受益証券の購入価格もしくは買戻価格を確認するために受託会社が通常利用している手段が故障している期間 2. 当該ファンドの投資対象の価格が合理的に判定できないと受託会社またはその受任者としての管理事務代行会社が判断する期間 3. ある状況が存在する結果として、当該ファンドの投資対象の現金化が合理的に実行可能ではないと受託会社またはその受任者としての管理事務代行会社が判断する期間 4. 当該ファンドの投資対象の現金化もしくは支払いまたはファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに伴う資金の送金が遅延し、または通常の為替レートで迅速に実行できないと受託会社またはその受任者としての管理事務代行会社が判断する期間 5. 組入ファンドの売却禁止要件、サイドポケット投資またはその他により、ファンドが受益者への支払いのために組入ファンドから十分な手取り金を引き出せない期間
信託期間	信託設定日は平成23年10月24日、存続期間はマスター・トラスト設定から150年間です。
繰上償還	受託会社および管理会社は、以下のいずれかの状況においてファンドの終了を決定することができます。 (a) ファンドの純資産価額が1億円未満となったとき (b) ファンドが2つ以上の組入ファンドへ投資できなくなったとき (c) 投資運用会社が、投資運用契約に基づく義務を履行するために必要な全ての免許、認可、許可および承認の保有をやめたときまたは投資運用会社の解散もしくは管理に関する申し立てが行われもしくは決議が可決されたとき
決算日	毎年11月30日
収益分配	分配は行いません。
信託金の限度額	100億円を上限とします。
運用報告書	ファンドの各計算期間の終了(毎年11月末日)およびファンドの運用の終了後に、投資信託及び投資法人に関する法律に従って交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書および運用報告書(全体版)はヘッジファンド証券株式会社のホームページ(http://hedgefund-sec.com/)に掲載されます。

課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
その他	ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

手数料等

投資者が直接的に負担する費用（買付代金とは外枠で消費税とともに支払い）		
購入時手数料 (申込手数料)	日本国内における申込手数料は以下のとおりです。	
	申込金額	申込手数料
	100万円以上1,000万円未満	申込金額の3.00%(消費税別)
	1,000万円以上1億円未満	申込金額の2.00%(消費税別)
	1億円以上	申込金額の1.00%(消費税別)
	※例えば、100万円分購入する場合は、申込手数料(税別)=1,000,000円×3%=30,000円となり、合計1,030,000円+消費税をお支払いいただくこととなります。	
換金(買戻し)手数料	日本国内における買戻し手数料はありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用（すべて純資産価額に反映されており追加支払いは不要）		
運用管理費用（管理報酬等）		
管理事務報酬	ファンド資産の管理業務および受益証券の発行業務の対価として支払われるものです。 年間 22,000米ドル の日本円相当額 (年間 7,000米ドル の日本円相当額の主たる事務所提供に関する報酬を含む。)	
受託報酬	ファンドの受託業務の対価として支払われるものです。 年間 120万円	
運用報酬	投資運用会社は、下記のその他の手数料に記載のとおり、組入ファンドから運用報酬および成功報酬を徴収するため、ファンドからの運用報酬は徴収しません。	
保管報酬	ファンド資産の保管業務の対価として支払われるものです。 純資産価額の残高150億円まで年率 0.02% それを超える部分は年率 0.01% ただし、最低報酬月額を4万円とします。	
管理事務代行報酬	ファンドの管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われるものです。 純資産価額の残高150億円まで年率 0.08% それを超える部分は年率 0.06% ただし、最低報酬年額を432万円とします。	
代行協会員報酬	受益証券1口当たり純資産価格の公表等、ファンドの代行協会員業務の対価として支払われるものです。 純資産価額に対して年率 0.25%	
販売報酬	ファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われるものです。 純資産価額に対して年率 0.50%	
その他の費用・手数料	弁護士報酬および監査法人報酬、関連会社等の費用および手数料、公租公課、書類(有価証券届出書および目論見書を含む。)の作成、提出、印刷、配布費用、公告費用等 また、組入ファンドにおける報酬等として以下の費用等が間接的に支払われます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
	ブラウイス	運用報酬 成功報酬 管理事務報酬
	レゾリューション	運用報酬 成功報酬 管理事務報酬
		純資産価額に対して年率 2.00% 四半期ごとに超過収益の 20.00% 純資産価額に対して年率 0.175% 純資産価額に対して年率 2.00% 四半期ごとに超過収益の 20.00% 純資産価額に対して年率 0.160%

- 当該手数料等の実質的なご負担額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(買戻し)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は、本書の作成日現在のもので、2037年12月31日までは20.315%、2038年1月1日以降は20%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

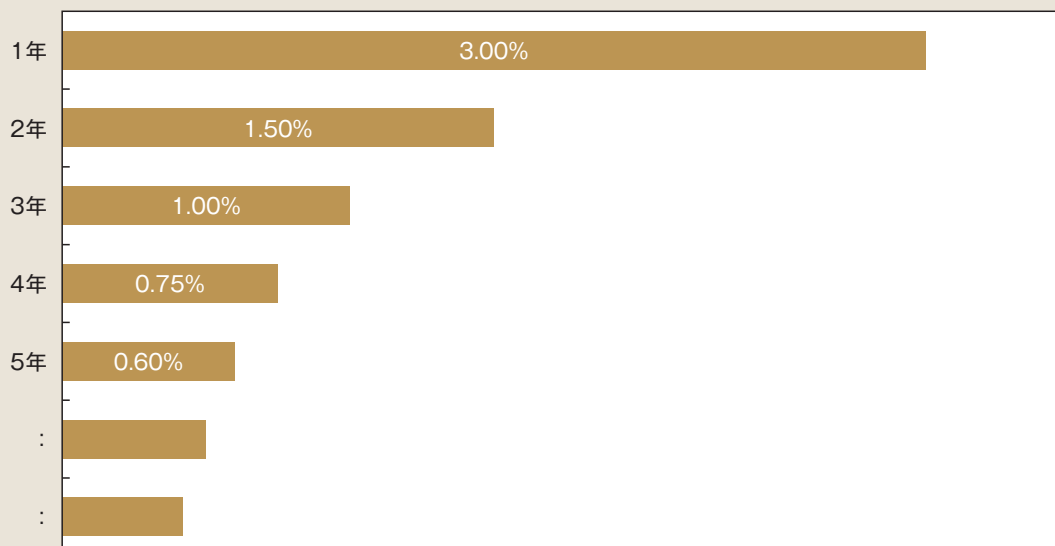
申込手数料に関するご説明

ファンドの申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜き)】



目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 外国投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座および外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引の申込みは、あらかじめ当該お申込みに係る代金の全部をお預かりした上で、お受けいたします。
- お申込みされたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当ファンドの販売会社の概要

商号等	ヘッジファンド証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)2580号
本店所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1億6,505万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成22年6月
連絡先	コールセンター(0120-337-104)